

平成23年7月12日

消費者庁 御中

独立行政法人国民生活センター 御中

内閣府 消費者委員会委員

山口 広

## 国民生活センターの商品テスト等の過去の情報発信に関するご質問

これまで国民生活センターが行ってきた商品テストや商品の安全性に関する注意喚起について、消費者庁のもとに一元化した場合に、消費者に向けた情報発信のタイミングや発信する情報の内容はどうなるのか、という点を検討するにあたり、次の4件の事例について、現在どう評価しており、今後、仮に一元化した場合に以下の事例を教訓としてどう改善するか、その考え方についてご教示下さい。

なお、本件については、消費者委員会事務局を通じて、本年7月4日に同趣旨のご確認をお願いしておりますが、改めて、本書にてお伺いする次第です。

## 1. 2010年8月18日公表の電子タバコの安全性

カートリッジにニコチンが含まれている銘柄があり、使用时吸入してしまう蓋然性が高く、薬事法に抵触するおそれがあったところ、消費者庁担当官は、定量結果が出るまで公表を延ばせないかと、当初国民生活センターが公表を予定していた約2週間前に言ってきたと聞いております。

なお、厚生労働省側でも本件の検証には時間がかかったものの、約4ヵ月後に薬事法に抵触する恐れがある旨の結果が公表されています。

## 2．2011年4月8日公表の加圧を利用したスパッツについて

国民生活センターが本件について情報提供をしようとした際に、消費者庁から、大きな問題とはならないのではないかと発言があり、「今回の商品テスト結果については「根拠データ」としての水準にまでは至っていない。消費者への注意喚起とはせずに、一つの研究成果として世に問うことも一案ではないか。」と言われたと聞いております。

なお、国民生活センターの商品テスト分析評価委員会では、市場の流通量が多くなってきているので、注意喚起と表示の改善等が是非必要であるとの意見があったと聞いており、後日、厚生労働省からも本質的な加圧製品への注意や改善を求めないのはなぜかと指摘されたと聞いております。

## 3．2009年12月16日公表の「お菓子里そっくりなせっけん等を誤食」

この公表案を国民生活センターから当時の消費者庁との情報共有会議にかけた際、この程度の事案を公表しようとする意図が全く理解できないと消費者庁側が発言されたと聞いております。

なお、約1年後、飲食物に似た商品の誤飲・誤食について、消費者庁も注意喚起を行っています。

## 4．2010年8月4日公表の「3D映画による体調不良」

国民生活センターから、本件について関係する機関へ情報提供を実施するにあたり、情報提供先として、当初、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、総務省情報通信国際戦略局技術政策課研究推進室も考えていたが、消費者庁が、調整の中で当該省庁から関係ないと言われたとして削除の依頼があったと聞いております。

なお、国民生活センターが要望を行った映画産業団体連合会では、速やかに注意喚起の実施がされ、業界・研究団体からは消費者の声を参考にしたいとフォーラム等でも発表を依頼されています。